



佐土原ロータリークラブ週報



ロータリーを
祝おう

100年の歩み

会 長：林 厚 雄	会 計：柳 田 光 寛
副 会 長：岩 切 正 司	会報委員長：宮 原 建 樹
幹 事：藤 堂 孝 一	

2004-2005 年度 R I テーマ

第 867 回 平成 17 年 1 月 19 日 (水)

本日のプログラム

1. 点 鐘
2. 食 事 の 時 間
3. ロータリーソング
「我らの生業」
4. 四つのテストの唱和
5. 会 長 の 時 間
6. 幹 事 報 告
7. 委 員 会 報 告
8. セ レ モ ニ
9. 会 員 卓 話
10. 点 鐘

- ① 2月23日には9クラブ合同例会が宮崎観光ホテルで開催されます。
- ② 3月には佐土原クラブ独自の100歳の誕生日年度の方に記念品を贈呈し、町の広報に載せていただきロータリーをPRする。
- ③ 4月には町主催の春の物産祭りに出店し、ロータリーと国際ロータリーの100周年を広く町内外の人知って頂く。

この行事、センテニアル(100周年を祝う)を成功させることが、今年度必須の行事であり、また三木ガバナーもセンテニアルを強く望んでおられます。早速、各行事の委員会を作って成功で終わりたいと思っています。

第 866 回の記録 平成 17 年 1 月 12 日 (水)

☆会長の時間 会 長 林 厚 雄 君

皆さん明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祝い致します。

今日は新年家族懇親会です、奥様方も最後までごゆっくりお楽しみください。

今年の正月の3ケ日は好天に恵まれて良い正月でした。しかし、皆さんもご存知のように、新潟県の地震、そしてスマトラ沖地震による大津波での20万人超の犠牲者、アメリカ、ヨーロッパでの洪水による大きな被害、どれをとっても近年まれに見ない惨状です。「これは人類が地球の自然を破壊し続けていることで地球が怒って人類に罰を与えているのだ」と言っている人さえいます。

今後、今まで以上に後世の人の為にも、私たち一人ひとりが地球環境改善の意識を持たなければいけない時代ではないでしょうか。

今年は災害の無い年でありますようお祈りいたします。

私の会長年度もようやく半分を過ぎて中間地点を折り返しいたしました。昨年お話しした通り、後半は大きな行事が幾つか待っています。

幹事報告 幹事 藤堂孝一

1. 例会変更通知なし
2. スマトラ地震津波災害義援金の依頼がガバナー事務所から届いています。

メイクアップ

すべてのロータリアンは、ホームクラブの例会に出席しなければなりません、何らかの理由によって例会出席が不可能な場合には、メイクアップによって出席補填をすることができます。なお、メイクアップの有効期間は、本来開かれる例会の定例の時刻の前14日または後14日以内と定められています。メイクアップとして認められる会合は、次のとおりです。

1. 他のロータリー・クラブ、仮クラブの例会
2. ローターアクトクラブ、仮ローターアクトクラブの例会

例会場：石 崎 浜 荘 0985-73-1913 事務局：〒880-0303 宮崎郡佐土原町東上那珂 10255 齊藤美喜代
例会日：毎週水曜日 12:30～13:30 TEL：0985-30-5766 FAX：0985-30-5788

3. インターアクトクラブ、仮インターアクトクラブの例会
4. ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー地域社会共同隊の例会
これらのクラブの例会に出席する目的でそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合は、メイクアップは成立します。
5. ロータリー親睦活動の例会
R I が正式に認可したロータリー親睦活動グループの例会等の会合に出席した場合は、メイクアップが認められます。地区レベルやクラブレベルの親睦活動はこれに含まれません。
6. R I 国際大会
7. 規定審議会
8. 国際協議会
9. R I 元ならびに現役員のためのロータリー研究会
10. R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会
11. R I 理事会またはR I 理事会を代行するR I 会長 の承認を得て招集された他の会合
12. ロータリー合同ゾーン大会
13. R I の委員会会合
14. ロータリー地区大会
15. ロータリー地区協議会
16. R I 理事会の指示の下に開催された地区会合
17. 地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会
18. 正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会
6 から18までの会合に出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合は、メイクアップしたものと認められます。クラブのチャーターナイトや周年行事への参加は、例会を兼ねているものでない限り、メイクアップの対象にはなりません。
19. 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合この項目を拡大解釈して、クラブの親睦会やゴルフ会をメイクアップ扱いするクラブがあると聞きます。これらの会合は単なるクラブ親睦のための集まりであって、クラブの奉仕プロジェクトではありません。理事会の良識ある解釈が必要です。
20. 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合理事会やクラブの委員会会合がメイクアップの対象になります。クラブの委員会会合をメイクアップの対象に含めないように理事会が決定することも可能です。
21. クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加した場合Eークラブに対するインターネットによるメイクアップが可能になりました。現在世界中には28のEークラブがあります。詳しいメイクアップの方法は「炉辺談話252」を参照してください。
22. 14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席すれば、メイクアップ期間に拘束されず、メイクアップとしたものとしてみなされます。
23. R I 役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。地区ガバナー、R I 理事、R I の各種委員会の委員、タスクフォース・コーディネーター等がこれに該当します。
24. 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
25. R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
26. メイクアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
27. 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。19以外のロータリーの用務に従事した場合はさすものと思われまます。これも理事会の良識ある解釈が必要です。
28. 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなります。
29. 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合は、出席規定の適用が免除されます。
30. 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合は、出席規定の適用が免除されます。
31. 会員が現役のR I 役員である場合は出席規定の適用が免除されます。28から31まではメイクアップではなく、出席義務規定の免除と出席規定の適用免除ですが、参考までにご紹介しました。
メイクアップは開催時間の60%以上在籍しないと成立しませんが、せっかくクラブ外の会合に訪れたのですから、最後まで参加するのが礼儀だと思います。なお、メイクアップをした場合は、メイクアップ・カードを発行してくれる場合もありますが、これを発行するように定めた規約はありません。ロータリーは紳士の集まりですから、自己申告で十分ということでしょう。

次 回 予 告

☆1月26日(水)
フォーラム
「ロータリー理解月間にあたって」

☆2月2日(水)
会員卓話

■ 四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か

3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか